

は増島博士であつたろう而して此事は何故に成立したなかつたかと云ふに当時本校側には高橋健三、山田喜之助、岡山兼吉などと云ふ豪傑連が銘銘大威張りで相下らず眼中大臣も元老も何者もない「おい君で」通して居る人人なれば誰が大将となるうと云うても纏らず又外より大家を推し戴くと云ふことも猶更出来なかつた為めであろう

592 漫録（大学令と中央大学）

〔『法学新報』第30卷5(341)号 大正9年5月1日〕

漫録

○大学令と中央大学

無名人

中央大学も愈々四月十五日に大学令に依る大学たることを認可せられ先づ以て宿昔の希望を達した訳である此機会に於て中央大学に於ける大学問題なるものを少し書いて見よう

一、大学問題 明治二十三年に英吉利法律学校を東京法学院と改めた一つの理由は東京文学院と東京医学院とを合して一の総合大学を設立するの計画であつた想像するに此首唱者は恐らく

に更め維持員の制を社団法人に改むることを決議したのであつた

二、大学の名称　社団法人とし大学たることの決議をしたが如何に命名すべきかに付ては大に議論あり東京法学院にて可なり東京大学、錦街大学、東洋大学、中央大学などの案は維持員よりも学員よりも提出された併し東京大学は一番東京法学院に近く且つ大学と為る以上は法科に止まらず他の学科も増設した曉に最も適當なりとし此名を選びて出願した然るに文部省より校長菊池博士を招き時の文部次官岡田良平氏は「東京大学は東京帝国大学と改めたるを以て今は我邦に同名なし然れども世上には京都大学、東京大学と云ふ貴校今回の改名は東京帝国大学の通称東京大学と相同じければ此名を命じて平の将門をやるる積りか」と云はれた温厚なる菊池博士も此時ばかりは怫然として怒り左様の御疑問を受くることは想も寄らず余等に擬せらるるに乱臣賊子を以てせらるるとは怪しからぬ然らば東京法学院大学にて可なりと答へて博士は決然袂を払つて立返られた其後明治三十八年創立二十年を記念するの挙あるに際し法科より経済科を独立せしむることと為り将来漸次須要の新学科を増設するの必要あれば此際校名を改めんとの議ありて故弁護士川島任司氏は学士会の決議を齎して中央大学の適當なることを提議し遂に同人の容る所となりて現在の校名になつたのである

三、専門学校令と新立大学　此時の大学の内容は中学校を卒業した学生を入学せしめ一年半の普通学を授けて大学に入らしめ三年の課程を履修して卒業するの組織なれば当時官立大学の予

科即ち高等学校三年、大学四年通して七年なるに比し私立は四年半なれば如何なる点に於て年限を短縮したかと云ふに第二外国语を省き且つ中学校に於て修めたる外国語にて予科も大学も一貫することと為して四年半で十分なりと云ふ主張であった此私立大学の出来たのは早稻田、中央、明治、法政など明治三十五年から三十六年に涉て時の文部大臣故兒玉源太郎伯に依て認可されたものである、所か三十六年に専門学校令が發布され新私立大学は今後此令に依るべきものとの文部省の意見であつた然るに私立大学側では中中承知せず主任たる文部省参事官中山成太郎氏（今は弁護士）は各大学の理事者を招きて今日の所で私立大学令なるものなれば後日大学令の制定せらるるまでは此専門学校令に依る外なきを懇談されたものである然るに早稻田の如き最も強硬で同令施行後一年余も頑張つて居つたのである斯かる次第なれば彼の私立大学中には設立後専門学校令に依らしめられたものと専門学校令の下に設立したものとの二種があるのである夫れ故に前者は今回大学令に依るを本然に復したと考へ後者は所謂昇格したと解するも当然のことなるべし四、大学完成の議　明治四十四年に創立二十五年記念式を挙行し翌大正元年学長菊池博士が病没せられて学長の更迭があり奥田博士が学長となられた此時より又同人間に大学完成の議起り大正四年創立三十年の記念式を挙ぐるに際して具体的に之を発表した即ち「学界の趨勢に鑑み既設の法科、経済科、商科を改善し新に須要の学科を設け専任の教授を聘し百般の施設を完成して官立大学に譲らざる規模を樹立して學問独立の真義を發揮

せんが為め十年計画を以て百万の基金を江湖篤志に求め經濟的基礎を確立せんとする」との事であつた然るに大正六年祝融の災に罹りて校舎及び多年蓄積した蔵書、器具を喪失した去れども直ちに麴町区元衛町陸軍省騎兵營跡に仮校舎を設けて授業を継続したが今度は多年輿望を担ふて尽瘁せられた学長奥田博士が薨去せられた斯く累なる不幸で以て此計画も一大頓挫を來したけれども新学長岡野博士を始め同人が屈せず撓まず現に借りて居つた元衛町約二万坪の敷地を払下げて大拡張の企を為したが此同人の努力も岡野学長の奮發も時未だ到らずして政府の都合に因り敷地払下は事實不能となり了つた夫れで余儀なく元の錦町に校舎を再築して移転したのは大正七年九月であつた引続き大学問題は又同人間の議に上り恰も政府が大学令案の内容も発表したので一層の熱度を加へ来り学員会、学士会、而立会等の諸先輩が幾回か鳩首凝議した学校の幹部は十一月に社員総会を開き社団法人を財産法人に改むるの議を決し之を決行した十二月に愈々大学令は公布せられ八年三月同施行法たる大学規程も公布ありたれば我中央大学の準備行為も一層速力を増して來た

五、三学部の綜合大学 漸く新大学令に依るの準備も著著と整ひ來り資金の寄附額も亦予定に近つたので十二月を以て法科、經濟科、商科の三学部を置き中学四年級修了者を大学予科一年級に入學せしめ三年の予科を経て各学部に進み尚ほ三年の課程を修めて卒業するの制を定め願書を主務省に提出した爾來文部省の調査を受け本年二月を以て其調査を了し三月十八日第

一回教育会の議に附せられ四月一日即ち第三回目の教育委員会に於て可決同月十五日を以て認可せられた而して是まで大學令に依りて認可せられた私立大學は

早稲田 総合大学（政、文、法、商、理工科）	五学部
慶應 総合大学（經、法、文、医科）	四学部
明治 総合大学（法、經、商科）	三学部
法政 総合大学（法、經濟科）	二学部
日本 総合大学（法、商科）	二学部
国学院 単科大学（文科）	一学部

外に同志社と都合八校である

六、大学の将来 斯く立派なる大学が八つも出来て今後も大学が続続出来るであろう中央大学では前にも述べた如く例の實質主義で何年か前から内容の充実と関連して經濟的基礎の確定即ちお金がなくては仕事が出来ぬと云ふので同人諸氏は極力茲に力瘤を入れられ殊に厳格なる岡野学長は少なくとも供託金の準備と建築其他の設備に要する額まで寄附金額が達せない間は大學令に依る出願はせないと昨年暮まで頑張られ百万円に達して始めて是ならばと頷かれたのである先日の学員会で「我中央大學は寄附金に付ては再応学員諸君の愛校心に訴へ又江湖有志の義心に訴へたが決して不自然なる勧誘不自然なる寄附を強ゆることはせない」と言はれたが此基金寄附申込書を文部省に差出した際にお役人は中央大学の寄附金が如何にも細かいと評されたそうである成る程五円もある十円もあつた併し是が寄附の諸

君が十分実行の出来る程度と決心とを以て申込まれた唯一の証拠であつて岡野学長の不自然なものはないことを誇らるるところであろうか彼の寄附金の申込あるべき保証の為めの寄附申込とか又は寄附金の払込あることを保証する寄附申込とか珍妙な寄附金を蒐め追究を受けて面喰つた連中もあるとやら是等が所謂不自然なるものでしようか

私学中の裕福長者と称せらるる慶應を始め何れも供託金は六年賦と決つた何れの大学も今年は教室其他の設備費と供託金で三四十万円の資金が必要であらう来年来年分となると尚ほ二三十万円は加はる一方に於ては愈々不景氣と云ふ恐ろしい風も徐々徐々やつて来た今後は年一年と躊躇骨が折れる事であろう文部省当局は教育委員会で「将来の設備及供託金に関して認可ありたる各大学に於て実行せなかつた場合には出来得る限り相当の策を講ぜしめ愈々不能の場合に至れば許可を取消して閉鎖を命ずるの外なし」と言はれたそつだお互に箇様なはめには陥らんやうに注意するが肝要であろう

是までは官学にては卒業生にも特權があり先生方にも妙な特權があつて私学はどうせ落第者の低能児の養成所じやと済まして昔の殿様格で夢現で居られたような所もあつた私学にも華華しい運動であるとか、新聞の宣伝とか、大僧正が緋の衣で卒業式に臨まれるとか学問とは没交渉のものを呼物として威張るものも随分あつたが是では赤裸裸の今後の競争場裡には何れだけの成績も挙げ得ぬであろう今後はお互に真剣でやらねばならぬ中央大学は由來質実剛健を其信条其校風としてあるからは此意気

此信条を以て猛進すれば何事か成らざらんであるけれども今や好い時候になつて百花研を競ふて居り追追と暖かにもなつてくる花も觀たいだろう居眠もしたいだろう併し是からが大事の瀬戸際であるから学校当局も其援助者たる学員諸君も学生諸君も此際是非とも緊憚一番しつかりやつて貰いたい